

(参考)開発許可制度運用指針 I-5-7-1について(都市計画法第33条第8号(災害危険区域等の除外)関連)

除外、情報提供の別	開発許可制度運用指針の区分	確認対象開発行為	区域の区分	公表状況(HP・アドレス、紙)又は指定なし	窓口	本庁主管課	法令	備考
除外	都市計画法第33条第8号及びI-5-7(本文)自己の居住用以外の目的の開発行為にあっては、右の開発不適区域を含まないこと。	自己の居住用以外の目的の開発行為	土砂災害特別警戒区域	・県HP(検索名:土砂災害情報マップ)、 ・紙ベース:砂防課、管轄広域本部・振興局、 該当市町村	各広域本部又は地域振興局維持管理課 (又は維持管理調整課)、工務課	砂防課	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(※1)	
			災害危険区域	・紙ベース:管轄広域本部・振興局	各広域本部景観建築課又は各広域本部・地域振興局工務課	建築課	・建築基準法第39条 ・熊本県建築基準条例	
				・紙ベース:該当市町村	天草市、上天草市、阿蘇市、美里町、 産山村、甲佐町、芦北町、球磨村	—	・建築基準法第39条、 ・市町村条例	対象旧町名、地区名:天草市(旧倉岳町)、上天草市(旧姫戸町、旧龍ヶ岳町、旧松島町)、阿蘇市(黒川地区)等(市町村条例参照)
			地すべり防止区域	・紙ベース:管轄広域本部・振興局	・各広域本部維持管理課 ・各地域振興局維持管理調整課	砂防課	地すべり等防止法	
			急傾斜地崩壊危険区域				急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	
			浸水被害防止区域	・指定なし	河川課	河川課	特定都市河川浸水被害対策法	(参考)特定都市河川の指定状況 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/105/227184.html

※ただし、次の場合は、開発不適区域における開発を例外的に許容することが考えられます(I-5-7(1))。

- ① 開発不適区域のうちその指定が解除されることが決定している場合又は短期間のうちに解除されることが確実に見込まれる場合
- ② 開発区域の面積に占める開発不適区域の面積の割合が僅少であるとともに、フェンスを設置すること等により開発不適区域の利用を禁止し、又は制限する場合
- ③ 自己業務用の施設であって、開発許可の申請者以外の利用者が想定されない場合
- ④ 災害危険区域を指定する条例による建築の制限に適合する場合
- ⑤ ①から④までの場合と同等以上の安全性が確保されると認められる場合

除外、情報提供の別	開発許可制度運用指針の区分	確認対象開発行為	区域の区分	公表状況(HP・アドレス、紙)又は指定なし	窓口	本庁主管課	法令	備考
情報提供	I-5-7-(2)開発不適区域において、自己の居住用の開発許可申請があった場合に災害の危険性の注意喚起等、状況を理解して判断できるよう情報提供。	自己の居住用の目的の開発行為	土砂災害特別警戒区域	・県HP(検索名:土砂災害情報マップ)、 ・紙ベース:砂防課、管轄広域本部・振興局、 該当市町村	各広域本部又は地域振興局維持管理課 (又は維持管理調整課)、工務課	砂防課	土砂災害防止法	
			災害危険区域	・紙ベース:管轄広域本部・振興局	各広域本部景観建築課又は各広域本部・地域振興局工務課	建築課	・建築基準法第39条 ・熊本県建築基準条例	
				・紙ベース:該当市町村	天草市、上天草市、阿蘇市、美里町、 産山村、甲佐町、芦北町、球磨村	—	・建築基準法第39条 ・市町村条例	対象旧町名、地区名:天草市(旧倉岳町)、上天草市(旧姫戸町、旧龍ヶ岳町、旧松島町)、阿蘇市(黒川地区)等(市町村条例参照)
			地すべり防止区域	・紙ベース:管轄広域本部・振興局	・各広域本部維持管理課 ・各地域振興局維持管理調整課	砂防課	地すべり等防止法	
			急傾斜地崩壊危険区域				急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	
			浸水被害防止区域	・指定なし	河川課	河川課	特定都市河川浸水被害対策法	(参考)特定都市河川の指定状況 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/105/227184.html
	I-5-7-(3)右区域において、開発許可申請があった場合に災害の危険性や土砂災害特別警戒区域への指定見込み等の注意喚起等、状況を理解して判断できるよう情報提供。	全ての開発行為	土砂災害防止法第4条第1項の基礎調査により、土砂災害特別警戒区域に相当する土地の区域の範囲が明らかになったものの、いまだ当該区域の指定が行われていない区域	・県HP(検索名:土砂災害情報マップ)、 ・紙ベース:砂防課、管轄広域本部・振興局、 該当市町村	各広域本部・地域振興局工務課	砂防課	土砂災害防止法	

※1:土砂災害防止法と呼ぶ。

(参考)開発許可制度運用指針 I-5-7について(都市計画法第33条第8号(災害危険区域等の除外)関連)

〔参考〕開発許可	開発許可制度運用指針の区分	確認対象開発行為	区域の区分	公表状況(HP・アドレス、紙)又は指定なし	窓口	本庁主管課	法令	備考	
情報提供	I-5-7-(4) その他災害の発生のおそれのある区域において開発許可申請があった場合に災害の危険性について情報提供。	全ての開発行為	(洪水・高潮)浸水想定区域	県HP 【洪水】 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/105/5776.html 【高潮】 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/105/95980.html	各広域本部又は地域振興局維持管理課(又は維持管理調整課)、工務課	河川課	【洪水】水防法14条 【高潮】水防法14条の3		
			土砂災害警戒区域	・県HP(検索名:土砂災害情報マップ)、 ・紙ベース:砂防課、管轄広域本部・振興局、 該当市町村	各広域本部又は地域振興局維持管理課(又は維持管理調整課)、工務課	砂防課	土砂災害防止法7条1項		
			基礎調査により土砂災害が発生するおそれがあるとされた土地の区域	・県HP(検索名:土砂災害情報マップ)、 ・紙ベース:砂防課、管轄広域本部・振興局、 該当市町村	各広域本部・地域振興局工務課	砂防課	土砂災害防止法4条1項		
			浸水被害防止区域	・指定なし		河川課	河川課	特定都市河川浸水被害対策法56条1項	(参考)特定都市河川の指定状況 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/105/227184.html
			津波浸水想定に定める浸水の区域	・県HP http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_229.html	各広域本部又は地域振興局維持管理課(又は維持管理調整課)、工務課	河川課	河川課	津波防災地域づくりに関する法律10条3項2号	
			津波災害警戒区域	・県HP https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/105/241492.html		河川課	河川課	津波防災地域づくりに関する法律53条1項	
			土砂災害危険箇所(土石流危険箇所)	・県HP(検索名:土砂災害情報マップ)	各広域本部・地域振興局工務課	砂防課	都道府県公表		
			〃(地すべり危険箇所)	・県HP(検索名:土砂災害情報マップ)	各広域本部・地域振興局工務課	砂防課	都道府県公表		
			〃(急傾斜地崩壊危険箇所)	・県HP(検索名:土砂災害情報マップ)	各広域本部・地域振興局工務課	砂防課	都道府県公表		
	その他都道府県又は市町村において把握している災害の恐れのある区域			各課、各市町村	-	都道府県又は市町村において把握している			
その他指定状況を理解して判断できるよう情報提供。	全ての開発行為	砂防指定地	・紙ベース:管轄広域本部・振興局	各広域本部又は地域振興局維持管理課(又は維持管理調整課)、工務課	砂防課	砂防法	(参考) 砂防課追加項目		

※指定状況については、窓口及び本庁主管課欄を参考にHP又は直接出向いて、確認をお願いします。
 ※区域の区分には他法令の全てを掲載していませんので、掲載以外の他法令の制限は別途確認ください。
 ※34条第11号(建築物が連担している地域内の開発行為)における条例で指定する土地の区域において、土砂災害危険区域等のほか災害リスクの高い地域(一定の浸水想定区域(想定浸水深3m超)で安全上及び避難上の対策を講じる場合等を除く)における開発行為は許可できません。